

本科1期5月度

解答

Z会東大進学教室

早慶大日本史



4章 中世の産業経済の発達

問題

■確認問題

- 1 麦 2 刈敷 3 楠 4 福岡 5 為替 6 問丸
7 わせ・なかて・おくて 8 竜骨車 9 木綿 10 大原女 11 座役
12 北野神社麁座 13 坂本 14 永楽通宝 15 A 大山崎 B 荏胡麻

【1】

解答

- ア 宿駅 イ 問丸 ウ 為替 エ 借上 オ 本所
(1) 刈敷・草木灰の使用、二毛作の普及 (2) 公事(夫役) (3) 三斎市
(4)『とばすがたり』 (5) 関銭の免除、営業権の独占

解説

- ア 東海道は鎌倉時代頃から早くも賑わいを見せている。というのも、鎌倉幕府が成立し、京都の朝廷との連絡が必要となったからである。幕府は古代の駅制を復活させ、各所の「宿駅」を整備して利便をはかった。
- イ 中世の流通は、各地の荘園から京都・奈良にいる荘園領主のもとへの貢納物の運搬を中心であった。そこで、港湾や重要都市には年貢の輸送・管理に従事する業者が現れた。これを問丸という。初めは荘園領主に隸属する存在であったが、次第に独立し、室町時代には商品の販売・中継取引を行う問屋へと成長していった。
- ウ 中世には遠隔地間の取引も発達したが、当時の通貨は錢だけであり、大量に持ち歩くのは困難であった。そこで、手形で決済を済ませる制度が生まれた。これを為替という。例えば地方から京都へ金を送る場合、各地には割符屋(為替屋)がいて、錢や年貢米と引き換えに割符を振り出す。そしてこれを京都を持って行くと、京都にもやはり割符屋がいて、割符と交換で金が支払われるのである。こうした仕組みは江戸時代にまで受け継がれていった。
- エ 上記のように貨幣流通が発達したため、当然のように金融業者も生まれた。鎌倉時代の高利貸を借上といった。強引な取り立てを行う者も多く(悪党になる者もいた)、「山王靈験記絵巻」には、ひもに通した錢束(錢差)を貸し付ける借上が描かれている。なお、室町時代になると、質物を保管する土蔵を持つようになったことから、「土倉」と呼ばれた。
- オ 座とは中世の商工業者が結成した同業者組合である。彼ら(座衆という)は貴族や寺社を本所と仰ぎ、座役を納入することで、経済活動上の様々な保護を受けていた((5)の解説も参照)。また、地頭請・下地中分などで武士の荘園侵略を受けた貴族たちにとって、座は新しい収入源にもなった。

- (1) 中世の(というよりも日本の)農業の特色は、集約化にある。すなわち、せまい耕地に労働力や資本を投入し、少しでも生産性を向上させようと努めてきたのである。鎌倉時代に

は、草を刈って田に敷き込む刈敷、草木を焼いて灰にする草木灰などの肥料が使われるようになった。肥料に使用される草や木は農村内の林野から調達され、農民の手で自給された。こうした肥料の利用などにより、二毛作が可能となった。畿内や西日本一帯では、水田で裏作として麦が作られるようになった（室町時代には関東地方にも広がる）。このような集約化=技術の進歩は生産量の増大をもたらし、農民の自立を促すことにもなったのである。

(2) ここは荘園公領制を思い起こしてほしい。荘園・国衙領（公領）では12世紀以降、名（田）を単位として区分された土地を名主が請け負うという負名体制が取られた。名主の負担には米などを納める年貢の他、手工業製品や特産物を納める公事、労役奉仕をする夫役などがあった。公事とはもともと朝廷での儀式を意味したが、これが転じてこれを賄う租税賦課の名称となった。

(3) 中世の市は常設ではなく、荘園・公領の中心地や寺社の門前などで定期的に開かれた。鎌倉時代には月に3度開かれるようになり、これを三斎市といった。5のつく日（5日・15日・25日）が開催日というように決められた。なお、室町時代には月に6度の六斎市が見られるようになった。

(4) 文化史の問題である。文化史の問題はこのように他の分野（政治・外交）との複合で出題されることも多いので、しっかり勉強してほしい。

さて、この問題の答は『とのはずがたり』である。「ある尼僧」とは後深草院の女房二条。彼女は院の子を身に宿しながら、^{さねかな}西園寺実兼などとも交際した。やがて、多くの中傷や非難を受けて御所を追われた彼女は、「女西行」となって懺悔修行のため諸国行脚の旅に出る。男女の愛憎を赤裸々に綴った作品である。なお、鎌倉時代には東海道の旅を題材とした作品が多い。阿仮尼^{あぶつに}が、我が子に亡き父の所領を相続させようと鎌倉へ訴訟に赴いた時の紀行文が『十六夜日記』、その他、『海道記』『東関紀行』などがある。

(5) 平安時代、結成当初の座は本所に対して労働奉仕・貢納を行うといった隸属関係にあったが、中世になると独立して生産・販売を行うようになった。すなわち、人身的に隸属するのではなく、座衆は本所に座役を納め、本所は営業上の特権を与えるというようになったのである。本所が与えた特権としては、第一に閑銭の免除がある。中世、貴族や寺社は自らが所有する荘園内の交通の要地に閑所を設け、閑銭を徴収していたが、活動の障害になるということで、座衆にはこれを免除した。また、営業権の独占も保証している。座に所属し座役を納める者にのみ営業を認めたのである。「要点」の大山崎油座の史料を見てほしい。「…散在の土民等、恣に荏胡麻を売買せしむと云々。向後彼の油器を破却すべきの由、仰せ下さる所なり」とある。座に属さない者には荏胡麻（油の原料）の販売は認めないとある。

【2】

解答

- (A) ニ (B) イ (C) 口 (D) ニ (E) 口 (F) ニ (G) 口
(H) ハ

解説

中世の農業と製陶業および惣村制に関する4肢択一式の空欄補充問題。出題の意図が理解しにくい選択肢も少々含まれているが、問題文を丁寧に読めば、正答が得やすい問題構成になっている。

1 農業・製陶業に関する問題

- (A) 中世には天変地異が続発したが、とくに旱魃に起因する大飢饉がしばしば発生した。
1180（治承4）～81（養和元）年の養和の大飢饉など多くの旱魃に起因するものと推定される飢饉があった。地震や火山噴火、水害も多発したが、農民たちが最も大きな被害を受けたのが、旱魃であった。農民たちは当然旱魃対策に努力したのである。
- (B) 同じ耕地に表作として米を、裏作として麦を栽培する二毛作は、鎌倉時代に畿内や山陽道などの先進地帯で始まり普及した。二毛作は地力を消耗するため施肥が必要で、刈穂や草木灰など肥料の必要性が高まった。また、裏作の田麦に対しては地頭が課税対象とするようになったため、鎌倉幕府は課税を禁止して、農民の収入にするようにという命令を出した。しかし、室町時代には裏作への課税は一般化した。なお、口の二期作は同じ作物を年2回栽培するものである。
- (C) 肥料の一種である人糞尿は大甕に保存されて使用されたが、中世の常滑はこの甕や壺、
擂鉢すりばちの代表的な生産地であった。イの瀬戸焼も常滑焼と同根だが、日用雑器の陶磁器の生産地である。現在陶器一般をセトモノというのは、この瀬戸焼（瀬戸物）に由来している。なお、ハの土師器は弥生土器の系統を引く古墳文化期の土器、ニの須恵器は朝鮮半島から伝わった製陶技術で製作された古墳文化の頃の土器である。
- (D) 中世には、自然環境に対応し栽培時期をずらして、冷害、旱魃や水害などの災害の被害を軽減するために、稲の品種改良が進み、早稲・中稲・晚稲で多くの品種が登場した。一般化するのは、戦国時代だが、収穫量の増大をもたらすことになった。このうち、冷涼な東国では早稲と中稲、温暖な西国では中稲と晚稲が栽培された。
- (E) 赤米は大唐米あるいは唐法師ともいう。もともとベトナム地方原産の早稲種の稲で、鎌倉時代末期に中国から伝わった。旱魃や虫害に強く、収穫量も多いという利点があったが、赤色で食味も劣ったため、農民や庶民の食米として普及した。近世に入ると食味にまさる白米に押されて次第に生産量が衰退した。なお、イの陸稲は畑で栽培する稲、口の水稻は水田で栽培する稲である。

2 惣村制に関する問題

- (F) 南北朝期頃から著しく発達した農民の自治的結合体である惣は、守護や莊園領主の干渉を排除して、村内の秩序維持や入会地・用水の管理、自検断など惣村の共通の利益と自治を守るために惣掟（村掟、地下掟）という惣の規約を定めた。違反者に対しては、罰金や追放などの処罰が行われた。イの町掟は、町法ともいい京都の町衆の自治の基本的な単位である

町の規約のことである。口の御定書は、『公事方御定書』のこと^{くじかたおさだめがき}で、徳川吉宗の指示で大岡忠相らが編集に当たり、1742（寛保2）年に完成した江戸幕府の基本法典のことである。ハの起請文は神仏に誓約するという形式の文書で、一揆の参加同意書や売買の契約書など広範に使用された文書である。

(G) 村の氏神や鎮守などの祭祀を自主的に運営する氏子組織が宮座である。宮座は惣との関わりが強く、一揆などに際しては、惣の構成員が鎮守などの前で、起請文を書き、結束を固めるため一味神水を行うなど惣の結合の中核となった。ニの惣社は総社ともいい、多くの神社の祭神をまとめて祭った神社のことである。

(H) 荘家の一揆とは鎌倉末期から南北朝期に頻発した一揆で、荘園内の有力名主を中心に農民が一味同心して、荘園領主などに対して年貢や課役の減免を要求して集団交渉である強訴を行い、認められないときは、全農民が一齊に逃亡する逃散を行った鬪争をいう。イの百姓一揆は、一般には近世の農民一揆のことである。口の徳政一揆は、15～16世紀にかけて頻発した徳政令の発布を求める庶民の一揆のことである。ニの一一向一揆は、15世紀～16世紀にかけて近畿、東海、北陸などで教勢を拡大した浄土真宗（一向宗）の信徒である僧侶や地侍、農民が主体となって守護大名や戦国大名と対決した一揆のことである。

5章 戦国大名

問題

■確認問題

1. 三好長慶 2. 足利政知 3. 一乗谷 4. 大内義隆 5. 寄親・寄子制
6. 指出検地 7. 永楽通宝 8. 朝倉孝景条々 9. 大森銀山 10. 坂本
11. 石山本願寺 12. 会合衆 13. 一乗谷 14. 喧嘩 15. 駿・遠

【1】

解答

- 問1 1 喧嘩両成敗 2 貫高 3 今井宗久 4 島井宗室
問2 北条早雲 問3 相良氏法度 問4 (a) 山科本願寺 (b) 蓮如
問5 大湊 問6 年行司

解説

問1

1 喧嘩両成敗とは、喧嘩をした当事者に対し理非を問わず双方とも処罰すること。『甲州法度之次第』『長宗我部氏掟書』などにその規定が見られる。

《史料》

一 喧嘩口論堅く停止の事。善惡の手初めに謹みて堪忍すべし。此の旨に背き、互に勝負に及ばば、理非に寄らず双方に成敗すべし。

(『長宗我部氏掟書』)

2 貫高とは土地に対する課税高を錢の単位である貫に換算して示す方法である。とくに永楽通宝(永楽錢)で示す方法を永高という。

3 今井宗久は堺で武野紹鷗に師事し、織田信長・豊臣秀吉の政権の下、茶の湯の普及に努めた。早くから織田信長に近付き、堺にある摂津五箇荘の代官職、淀川の関錢免除、生野銀山の経営など多くの権益を与えられ、信長の茶頭も務めた。

4 島井宗室は安土・桃山時代、江戸時代初期の博多の豪商で、茶人でもあった。対明貿易・朝鮮貿易に活躍した。宗室は博多の朝鮮貿易家が秀吉の朝鮮出兵により取引できなくなることを憂え、小西行長らと組んで朝鮮出兵を回避させようとしたものの、失敗した。

問2 北条早雲はもと將軍の近習で伊勢新九郎長氏と称した。1493(明応2)年、堀越公方の足利政知の子茶々丸を討ち、のちに相模小田原城を本拠とした。

問3 『相良氏法度』は相良氏3代が作った分国法。3代とは相良為統・長毎・晴広。

問5 大湊では、老分衆を中心に行われていた。

問6 年行司は月ごとに輪番で役につき、博多の町政を司った。京都では月行事が町政に当たった。

【2】

解答

- 1 足利義稙 2 日明貿易 3 毛利輝元 4 う

解説

応仁の乱以後の足利氏の動向に関する問題である。

- 1 足利義視の子足利義稙は初め義材と称し、足利義尚が没したのち10代将軍に就任した。
近江に六角高頼、河内に畠山義豊を討つために出陣した。河内出陣の間の1493（明応2）年に細川政元に将軍の職を追われた。義稙が将軍に返り咲くまでの15年間将軍職に就いていた足利義澄は、京都から逃れた近江で没した。1521（大永元）年に義稙が京都を追われる
と、12代将軍には義澄の子の足利義晴が立てられた。
- 2 日明貿易の実権は初め幕府の手にあったが、のち、大内氏と結ぶ博多商人、細川氏と結ぶ
堺商人がもっぱら貿易に従事するようになった。貿易に関して大内氏と細川氏の間で確執が
生じ、それが発展して1523（大永3）年に寧波の乱となったが、この事件の結果、一時的に明は日本との貿易を禁止した。
- 3・4 13代将軍足利義輝、14代将軍足利義栄ののち、足利義昭が15代将軍に就任した。しかし、彼が将軍の地位に留まったのは、わずか5年間でしかなかった。京都を追われた義昭が頼ったのは、中国地方の毛利輝元である。このことが原因となって、織田信長の中国攻略が始ることになった。豊臣秀吉の全国統一後、義昭は大坂に迎えられて1万石を与えられた。

【3】

解答

問1 堀 問2 南蛮貿易 問3 会合衆 問4 鉄砲鍛冶（鉄砲・火縄銃）

問5 三方に堀をめぐらして障壁で囲み、環濠要塞都市を建築した。

問6 キリスト教の布教、貿易 問7 軍事力を背景に矢銭2万貫を要求し、直轄化した。

問8 糸割符仲間

解説

問1 イエズス会（耶蘇会）宣教師、ガスパル=ヴィレラが「ベニス市の如く」と呼んだ都市、それは堺である。堺は摂津国と和泉国の境界に位置し、それが地名の由来とされている。平安時代中期には早くも熊野詣の宿場としてその名が現れ、南北朝期には商港として発展していくが、戦国期には戦火を逃れて商工業者が集まって自治都市を形成した。それがベニスのようだと評されたのである。

問2 堀は15世紀後半以降、守護大名細川氏と手を結び、日明貿易の遣明船の発着地として繁栄を遂げた。1523（大永3）年の寧波の乱で博多商人と組む大内氏に敗れて日明貿易から撤退するが、その後も琉球・シャムなど東南アジアとの貿易にも積極的に乗り出し、ポルトガル・イスパニアが進出してくると、南蛮貿易の拠点となった。

問3 堀の都市の運営は豪商・長老から選んだ36人の会合衆を中心に行われ、月に3人ずつの輪番制で行政が執行された。この状況をヴィレラは「執政官によりて治めらる」と述べたのである。

問4 1543（天文12）年（一説には1542〔天文11〕年），ポルトガル人が種子島に漂着し，鉄砲が伝えられると，その製法は堺の商人・橋屋又三郎によって堺にもたらされた。河内南部では以前から鐘などの鋳造が盛んであったため，その技術を土台に堺は国友（近江）・根来（紀伊）とともに鉄砲・火薬の生産地として発展した。

問5 堀は三好氏や松永氏といった近隣の勢力に軍資金を提供することで自治権を獲得した。それゆえ「敗者も勝者もこの町に来住すれば皆平和に生活」することができ，商工業者だけでなく文化人も多数集まつた。そして，自衛のために海に面していない三方に堀をめぐらし，障壁で囲んでいた。まさに環濠要塞都市である。「西方は海を以って，又他の側は深き堀を以て囲まれ，常に水充满せり」は，この様子を説明したものである。

問6 これ以後の問題は，先取りだと思って簡単に見ておいてほしい。宣教師の来日の目的は，キリスト教の布教だけではない。貿易にも積極的に携わっていたことに注意してほしい。イエズス会士は通訳などの形でポルトガル商人と日本人商人との間に介在し，貿易を促進していたのである。布教と貿易を結びつけ，布教を許可した戦国大名の領地にのみ貿易船の入港を認め，信者の獲得をはかるなどという活動も行っている。

問7 天下統一をめざす織田信長は，当然のように堺の高い経済力・生産力に目をつけた。1568（永禄11）年に15代将軍足利義昭を奉じて入京を果たすと，信長は堺に矢銭（軍資金）2万貫の支払いを要求した。会合衆は一度は拒否したものの信長の圧倒的な軍事力の前に屈服し，翌年，堺は直轄化された。

問8 これは江戸時代初期の，鎖国以前の制度なので，詳しくは後ほど学習する。南蛮貿易においてポルトガル商人は中国から生糸を購入し，これを日本に運んで巨利を得ていた。そこで，幕府は特定の商人に生糸の購入価格を決定させ，一括購入させることでポルトガル商人の利益独占を防ごうとした。これが「糸割符制度」であり，1604（慶長9）年に制定された。特定の商人として京都・堺・長崎の商人が選ばれ，「糸割符仲間」といわれた。1631（寛永8）年には大坂・江戸も加えられ，合わせて「五カ所商人」と呼ばれるようになる。

6章 天下統一

問題

■確認問題

1. ルイス=フロイス 2. 長崎 3. 銀（刀剣・漆器） 4. 天下布武
5. 石山本願寺 6. 蔵入地 7. 聚楽第 8. A 樂市 B 徳政
9. C 年貢 D 一揆 E 大仏 10. F 三百歩 G 斗代 H 京升
11. I 神国 J 黒船

【1】

解答

- (1) (a) 武田信玄 (b) 浅井長政 (2) 2 → 3 → 1 → 4

解説

(1)

(a) 1は戦国大名、武田氏に関する史料である。「四郎」とは武田信玄の4男であり、1575（天正3）年の長篠合戦で、鉄砲を用いた織田信長・徳川家康の連合軍に、打ち負かされた武田勝頼のこと。史料中、甲=甲州、信=信州、駿=駿河、三=三河の略である。なお、長篠合戦とは、織田・徳川の連合軍が、大量の鉄砲により、武田氏の騎馬隊を防禦し、これに壊滅的な打撃を与えた戦いである。

(b) 浅井氏は、浅井亮政の頃から、六角氏に対抗して近江北部に勢力を張った。その孫浅井長政は、織田信長の妹、お市を妻としたが、朝倉氏と連合して信長に敵対し、戦いとなる。これが、1570（元亀元）年に近江北部で戦われた、姉川の戦いである。

(2) 1の長篠合戦が1575（天正3）年で、3の姉川の戦いが1570（元亀元）年であるのは既出。2は、史料中の「義元は……云々」のくだりから、義元が討たれている場面であることがわかり、さらに史料の出典が『信長記』であることからも、1560（永禄3）年の桶狭間の戦いであることがわかる。3の史料の『言継卿記』とは、公家である權大納言山科言継の、1527（大永7）～1576（天正4）年の日記である。皇室経済・有職故実・文学などを中心に書かれ、中には武将との交渉もあり、戦国時代前期の重要な史料である。4は、「柴田北庄へ逃げ入り候の間」より、越前北庄城を根拠地とした柴田勝家の敗戦の様子であり、1583（天正11）年の賤ヶ岳の戦いであるとわかる。史料中の玄蕃とは、柴田勝家の甥で、武勇を誇った加賀尾山（金沢）城主の佐久間盛政をさす。単に佐久間とあるのは、その父の佐久間盛次である。

なお(b)にあるように、浅井長政は、信長の妹お市を妻としていた。お市は、浅井氏が滅びた後、一旦実家の織田家に戻り、再び、織田信長の重臣の柴田勝家の下に嫁している。勝家が羽柴秀吉に攻められた賤ヶ岳の戦いの敗戦とともに、お市は、子の男子1人と女子3人を残し、炎上する城内で自害している。この時、男子はすぐ断罪されたが、女子のうち長女の茶々は、のちに秀吉の側室となり、2女のお初は、四職の1つであった名族の京極高次に

嫁し、3女の三三女の小督（お江）は、3度めの結婚で、江戸幕府2代将軍となる徳川秀忠の妻となつた。

【2】

解答

- A 3 B 4 C 2

解説

A 1505（永正2）年の撰銭令では、明銭と日本での铸造銭について、使用を禁止するのは、粗悪な京銭・打平などに限ってである、とした。

《史料》 撰銭令

定む 撰銭の事京銭（きんせん）・打平（うちひらめ）等を限る
右、唐銭に於いては、善惡を謂はず、い①少瑕（さうか）を求めず、悉く以て諸人相互ひに取り用うことごとべし。次に悪銭売買の事、同じく停止の上は、彼と云ひ、是れと云ひ、若し違犯の輩有らば、其の身を死罪に行ひ、私宅に至っては②決封（けつほう）せらるべきの由、仰せ下さるゝ所なり。
仍て下知件の如し。

永正式年十月十日

（『蜷川家文書』）

（註）①わずかのきず。ちいさな欠点。 ②封をして差し押さえる。

B 4の関銭免除が適用されたのは、座に入っている特権商人だけである。

C 2は360歩ではなく、300歩の誤りである。

《史料》

右今度御検地に相定むる条々

- 一 六尺三寸の棹（さお）を以て、①五間六拾間，三百歩毫反ニ相極むる事。
- 一 田畠并②在所の上中下見届け、斗代相定むる事。
- 一 口米毫石ニ付いて貳升宛、其外役夫一切出すべからざる事。
- 一 京升を以て年貢を納所致すべく候。売買も同じ升たるべき事。
- 一 年貢米五里、百姓として持届くべし。其外ハ代官給人として持届くべき事。

慶長三年七月十八日

（『西福寺文書』）

（註）①5間×60間のこと。 ②村

【3】

解答

- 問1 2 問2 3 問3 1 問4 (a) 3 (b) 1 (c) 1・3・5
問5 1・5 問6 5 問7 7 問8 4 問9 2

解説

鎌倉時代後期より現れた惣の構造と、豊臣政権下でそれが中央政権下に組み込まれていく過程についての出題。

問1 鎌倉時代後期より、農村では農業技術の進歩とともに従来の莊園の枠を越えて、自治的結合体を組織する動きが自然発生的に起こった。こうしてできた共同体が惣である。惣が結成された理由としては大きく以下の3つが挙げられる。

①経済的役割（用水の分配・入会地の利用など耕作上の要求）

従来の農民支配のための単位は、莊園領主らの支配者階層の都合で分けられたものであった。そのため、耕作上共同作業をする農民の単位とは必ずしも合致せず、用水の分配や入会地の利用について不便を生ずることが多かった。そのため耕作上共同の利害関係を生ずる農民たちが惣を形成し、構成員は寄合を開いて惣の掟や罰則を定め、用水や入会地の共同管理を自らの手で行うようになった。

②政治的役割（領主への対抗上団結するため）

惣の農民たちは強い連帯意識で結ばれ、不法を働く莊官の免職や、水害、干害の際の年貢の減免を要求した。その形態としては、懇訴・強訴・逃散・一揆などがあった。

③宗教的役割（氏神などの共同祭神）

惣の結合は、有力農民の宮座を核として新たに自営の農民を加えて形成された。宮座とは神社の祭事を行う氏子組織であり、村落の特権集団であった。惣ではこの宮座を中心として、氏神の祭神、豊作祈願を行った。惣と村落の鎮守との関係は深く、寄合も通常村の鎮守で開かれ、一揆を結ぶ際にも、一味神水いちみじんすいをして結束を固めた。一味神水とは、神仏に誓いをたて、全員が署名した起請文を作成し、それを焼いて灰にしたものと神の飲む水（神水）に入れ、全員がまわし飲みをする儀式である。

問2 加地子とは作人などが名主に対して納めた小作料のこと。名主は作人らに莊園領主への年貢を直接上納させるようになり、さらにその他に加地子を自らに納めさせた。

地子のつく用語は混乱しやすいため、時代別に簡単に整理しておくと以下のようになる。

古代	地子	口分田を班給した残りの田地を乗田といい、その乗田を期限付きで賃租して地代をとった。この地代を地子といい、通常収穫の5分の1（20%）程度であった。
中世	加地子	作人などが名主・地主に納める小作料のこと。
江戸	地子（錢）	市街地に課せられた税。負担も軽く、免除されることが多かった。

問3

- 1 宮座は神社の氏子集団で惣結合の中核となった。
- 2 道場は、元来は仏道修行の場所をいうが、浄土真宗では寺院とまではいかないが、念佛のために集まる場所の意味で使われる。越前の吉崎道場が重要。
- 3 会堂は集会のために設けられた建築物。キリスト教の教会堂など。
- 5 惣の寄合は、自治的運営協議機関。惣の構成員による総意で各種の意思決定がなされた。宮座が一部の特権集団の集まりなのに対して、寄合は惣の構成員全員の出席が義務付けられた。

問 4

- (a) この史料は『榮玄記』にある蓮如の言葉であるが、これを見たことがなくともまったく問題はない。設問の4行目に「多くの村を傘下の宗教集団に組み入れることに成功した」とあることから、蓮如のことだとわかる。蓮如は北陸・東海・近畿に勢力を拡大して浄土真宗本願寺派を再興し、教団隆盛の基礎を築いた人物である。惣などに極楽往生についての手引書である御文（御文章）を配るという布教方法をとり、門徒を拡大していった。門徒は村の道場を集会の場所としたが、この道場主は土豪・名主階層であり、彼らは惣の指導者であった。よって惣の指導者を把握することにより、浄土真宗は深く広く農村内部に浸透していくことができた。問題文は鎌倉時代後期から南北朝の内乱以降の村落についての出題であるので鎌倉前期の親鸞、中期の日蓮・一遍は除外される。また、親鸞・日蓮・一遍も地方の農民に布教をしたが、いずれも農民の自動的な組織を利用して布教を広めたわけではないのでここでは除外される。5の顯如は本願寺11世。1570（元亀元）年から1580（天正8）年まで石山本願寺にて織田信長に抵抗したが結局屈服し、石山寺を退去した人物。この間の戦争を石山戦争または石山合戦という。
- (b) 「百姓の持ちたる国」とは加賀の一一向一揆について書かれた『実悟記拾遺』のフレーズ。富樫政親は加賀国の守護であり、一向一揆と交戦し、1487（長享元）年に高尾城を拠点としたが、翌年同城を攻め落とされ自殺した。以後、1580（天正8）年に織田信長が派遣した柴田勝家によって鎮圧されるまでの約100年間、加賀国は「百姓の持ちたる国」といわれた。
- (c) これは惣の指導者の呼称をいくつか挙げ、江戸時代の村役人などの用語と区別させる問題。惣の指導者と江戸時代の村方三役を簡単に整理しておくことが必要。

惣の指導者：おとな（乙名・長）・沙汰人・年寄・番頭・月行事

村方三役：名主・組頭・百姓代

なお、本百姓とは江戸時代の村の正式な構成員である農民で、検地帳に田畠・屋敷地の所持を登録され、年貢・諸役を負担する農民。よって、室町時代の村落指導者の呼称としては不適当。

問5 一見難問であるが、消去法を使えば教科書レベルの知識によって正解を導き出せる。惣掟の例としては教科書などに今堀惣村掟がよく引用されている。ここには博打の禁止事項があるので2と3は除去される。但し、3で用いている「博徒」は江戸時代以降の表現で、博打を専業とする人々をさすため、表現としては必ずしも適切ではない。4は木材の伐採禁止事項である。よって消去法で1と5が解答となる。

1は豊臣秀次が出した検地施行に関する法令（検地条目）。

5は豊臣秀吉が1591（天正19）年に出した身分統制令（人掃令）。

問6 地下請は百姓請または惣請ともいう。荘園の管理・年貢徵収を惣村の名主らが請け負う制度。これは、従来の領主対農民という支配体系から領主対惣（村）という支配体系へと変化したこと、また、惣村が社会経済上の基礎単位として承認され、反対に領主の在地支配力が後退したことを示す。2の地下検断とは自検断ともいい、村落の警察権・裁判権を村民自ら行使すること。村落の構成員が寄合を開き決めた掟に背く者に対して、村民自ら制裁を加える行為をいう。3の分一錢とは、通常、債務額の十分の一程度の金額を債務者が幕府に支払うことにより、幕府は徳政令を発令して、債務者が支払い義務を免除される場合に、債務

者が幕府に支払った金額のことをいう。反対に債権者が債権額の一部を幕府に納入することで、幕府が徳政令の発令を回避した場合にも、債権者が幕府に支払った金額のことを分一錢という。4の錢納は年貢を現物ではなく、貨幣で支払うこと。

問7 織田信長や豊臣秀吉の全国統一過程をテーマとした出題では、年表形式で問われるパターンも多い。秀吉は本能寺の変後に即座に交戦中の毛利氏と和睦して備中高松城より引き上げ、山城国での山崎の戦いにて明智光秀を破ると、その直後から山城国で検地を始めた。よって本能寺の変・山崎の戦いがいずれも1582（天正10）年であるので、(a)には太閤検地が入る。

また、秀吉の家臣が検地を実施していくに際しては、農民や国人の抵抗もあり、一揆も起こった。1587（天正15）年に肥後で佐々成政の検地実施に際して肥後の一揆が起ると、翌年、秀吉は方広寺建立の資材に使用するとの名目で刀狩を実施した。

問8 秀吉の人掃令（身分統制令）については以下の3点を抑えておくこと。

第一条は「侍・中間・小者」などの武家奉公人が町人になることを

第二条は農民が町人や職人になることを

第三条は武家奉公人が主人を替えることをそれぞれ禁じた。

これは武家奉公人・町人・農民の身分を固定することを目的としたものであり、政教分離とは無関係なので4が誤りとなる。

問9 太閤検地での税率は二公一民とされているので、66～67%が徴収されたことになり、2が誤りとわかる。

7章 幕藩体制の成立

問題

■確認問題

1. 名護屋 2. 李舜臣 3. 国絵図 4. 一国一城令 5. 旗本 6. 福島正則
7. A 弓馬 B 新儀 8. C 江戸 D 五百
9. E 忠孝 F 養子 G 末期 H 養子

【1】

解答

- 1 旗本・御家人 2 軍役 3 天領 4 京都 5 長崎
6 佐渡 7 銀座 8 運上金 9 家老 10 勘定奉行
11 町奉行 12 郡奉行 13 蔵入地 14 蔵米 15 債禄制

解説

- 1 旗本・御家人は將軍直属の家臣団である。旗本は1万石未満で御目見得以上（將軍に謁見できる者）をいう。徳川氏の三河以来の家臣を中心に構成された。御家人は御目見得できない者をいい、譜代・二半場・抱入（抱席）の3つの家格に分かれていた。
- 2 軍役は石高に応じて人馬や武器類を主君に対して負担するもので、江戸幕府は軍役令を規定して軍役体系を整えた。軍役令では武器や戦闘員の数のみならず、物資輸送に当たる人夫なども含めた総人数についてまで規定されていた。
- 3 江戸幕府の直轄領である天領は、元禄年間には約400万石、1757（宝暦7）年の記録によれば448万石に達していた。
- 4 江戸は武家の都、大坂は商人の都、京都は天皇・公家の都。
- 5 長崎と堺は、ともに中世からの港湾都市である。長崎はとくに、海外への窓口として栄えた。鎖国後には、扱う船の量に関して、近隣の大坂の方が堺よりもその数を増加させた。
- 6 佐渡…金山・銀山、伊豆…金山、石見…大森の銀山、但馬…生野の銀山
- 7 銀座は、当初、伏見から始まり、江戸・京都・大坂・長崎にも設けられたが、のち、江戸1カ所に統一された。1772（安永元）年、幕府が新規の銀座を許可しなくなつて以来、金座とともに銀の鋳造も行うようになった。
- 8 運上は、一定の税率をもって納めさせたところが冥加とは異なるが、その賦課率は年により一定しない。主に、商・工・漁・鉱・運送業などの営業に従事する者に賦課された。
- 9 家老は藩の家臣で藩政を総轄する。主に一族・重臣や家格の高い家の者から選ばれ、大名に匹敵する力をつける者も現れた。国元の城代家老と江戸家老に分かれ、政務を執った。
- 10～12 幕府とほぼ同じ組織が、各藩にも置かれていたということ。
- 13 蔵入地は、江戸幕府初期の知行制における幕府や各大名の直轄領のこと。その収入は、幕府財政や家臣の禄米などに当てられた。

14・15 家臣に給与として与えた土地の支配権を知行という。それに対して、知行地が給与として与えられるのではなく、禄米など俸禄を与える制度が俸禄制である。給与として禄米が与えられる武士は蔵米取といった。

【2】

解答

- 問1 あ 今川 い 親藩 う 学問 え 年号 お 上人 か 関白
き 禁裏御料 く 中宮 け 松平信綱 こ 寺社
問2 イ - b ロ - a ハ - b 問3 イ - a ロ - a ハ - b 問4 ホ
問5 イ - b ロ - a ハ - a 問6 イ - a ロ - b ハ - b

解説

問1

あ 三河の弱小大名の家に生まれた徳川家康（当時、松平姓）は、幼い頃から尾張・織田氏、次いで駿河・今川氏の人質となった。今川氏は足利将軍家の一族で駿河（現、静岡県）の守護大名という名門で、戦国時代には今川義元が遠江・三河両国をも支配して東海道の雄と目されたが、1560（永禄3）年の桶狭間の戦いで義元が戦死して没落した。この戦いの後、家康は今川氏から自立し織田氏と同盟して、今川氏を圧迫して戦国大名としての地位を高めた。

い 幕藩体制下では、諸大名をいくつかの基準で分類して統制した。とくに、基本となった分類基準は徳川氏との親疎によるもので、御三家を典型とする徳川将軍の血縁の大名を親藩、井伊氏や酒井氏など主に関ヶ原の戦い以前から徳川氏に臣従している大名を譜代、島津氏や毛利氏など主に関ヶ原の戦い以後正式に徳川氏に臣従した大名を外様という。幕府の大名統制策は外様は勿論、親藩・譜代にも容赦なく適用された。

う 禁中並公家諸法度は、1615（元和元）年黒衣の宰相と俗称された臨済僧・金地院崇伝が起草した朝廷・公家の統制法規である。第1条の「御学問」とは先例に関する知識のことである。

え 禁中並公家諸法度の第8条は、年号制定に関するもので、朝廷の権限の行使に条件をつけたものである。

お 禁中並公家諸法度の第16条は、紫衣の着用、第17条は上人号の勅許について、朝廷の専行を規制し、朝廷の行為に幕府が関与することを示したものである。1627～29（元和4～6）年の紫衣事件は勅許を幕府が取り消して、幕府が朝廷を抑制することを示した象徴的な事件である。

か 禁中並公家諸法度の第11条は、関白や武家伝奏などの強い権限を強調しており、これらを通して朝廷を幕府の影響下に置くことをねらったものである。

き 幕府は表面の尊崇、裏面の統制を朝廷政策の基本とし、皇室領として禁裏御料を都合約3万石献上したが、皇室は経済的な豊かさとは程遠く、普通の生活にも事欠く有様であった。

く 徳川秀忠は、皇室と將軍家の姻戚関係をつくるため第5女和子を後水尾天皇の中宮とした。後の東福門院である。1629（寛永6）年に紫衣事件で後水尾天皇が退位した後に天皇となつたのは和子の所生興子内親王（明正天皇）であるが、父後水尾上皇が院政を行つた。

け 幕府の職制は「庄屋仕立て」といわれ、三河の土豪以来の職制をベースに拡張してきたが、3代家光の頃になると全国政権としてある程度整備された。このうち、幕府の政務を総括したのが老中であった。なかでも、幕府軍の責任者として島原の乱を鎮圧し、由井正雪の乱や明暦の大火を処理した松平信綱は、伊豆守であったことから「知恵伊豆」と俗称された。武断政治期の代表的な幕臣である。

こ 幕府は、一向一揆の経験やキリスト禁教から宗教政策を幕府支配の根幹に関わるものと認識していた。このため、寺社奉行という宗教専管担当者を設置したのである。しかし、近世には宗教一揆は発生せず、寺社奉行は若手譜代大名の幕閣への登竜門となった。

問2

イ 毛利氏は従来の山陽・山陰約10カ国、120万石から周防・長門2カ国、約37万石に減封された。

ロ 上杉氏は、会津約120万石を出羽・米沢約30万石に、後にさらに15万石に減封された。

ハ 関ヶ原の戦いの最中に東軍（徳川方）に寝返った西軍（石田方）の有力大名とは、小早川秀秋である。この功績で小早川氏は備前・岡山約57万石へ転じたが、まもなく無嗣断絶となつた。五大老の1人宇喜多秀家は西軍として健闘し、戦後八丈島に流されて、現地で死去した。

問3

イ 武家諸法度は、家康の命令で金地院崇伝が起草したものだが、時の將軍徳川秀忠の名で諸大名に命じられた。

ロ 家康は戦国大名には珍しい勉強家で、源頼朝以来の武家政治の研究を重ねていたといわれている。御成敗式目や建武式目は当然そのテキストとなった。

ハ 武家諸法度（元和令）第1条は、「文武弓馬の道」すなわち武芸の鍛錬を命じている。なお、原則として武家諸法度は將軍の代替わりごとに出来られて、内容にも変遷があるので、主な武家諸法度とその特徴的な規定を整理しておきたい。

問4 紫衣事件の後即位した明正天皇は奈良時代の称徳天皇以来約860年振りの女帝である。

ちなみに、イの後光明天皇は後水尾天皇第3子で明正天皇の次の天皇、ロの第102代後花園天皇は15世紀前期の天皇で南北朝合体時の後小松天皇の次の次の天皇、ハの第119代光格天皇は実父の閑院宮典仁親王に太上天皇号を贈ろうとして尊号一件を引き起こした天皇、ニの第116代桃園天皇は18世紀中頃の天皇である。

問5

イ 関東取締出役は、天領の多い関東地方の農村の治安が悪化したため、農村支配の強化と治安維持を目的に1805（文化2）年に勘定奉行の配下として創設された役職で、俗に「八州廻り」ともいう。

ロ 道中奉行は1659（万治2）年に創設された役職で、五街道を初め各街道の宿駅・伝馬・旅籠・飛脚など交通行政全般を管轄した。創設当初は大目付1名が兼任していたが、1698（元禄11）年以降は勘定奉行1名も兼任するようになり、2名体制となった。

ハ 大目付は旗本から4～5名程度選任されて、老中の支配下に入り、大名の監察を主務としたが、殿中の作法や宗門改、刑罰なども担当した。

問6

- イ 評定所の正式な会議の構成員は三奉行（寺社奉行・町奉行・勘定奉行）と老中1名が基本で、議題により、大目付・目付、のちには側用人などの関係者も出席した。
- ロ 評定所は三奉行が専決できない重要事項や複数の奉行が関与する事案の裁判を扱ったが、一審とか上級審ということではない。死刑判決は老中の判断が必要とされ、町奉行の段階で獄門や磔はりつけが確定するわけではなかった。
- ハ 『徳川禁令考』は、その名称から江戸時代の編纂と考えがちであるが、実際は明治10年代に、あおきたかとう 大木喬任の命令で司法省が編纂事業を開始した、江戸幕府の法制史料集である。

【3】

解答

- 問1 A 文武弓馬 B 参勤 問2 徳川秀忠 問3 金地院崇伝（以心崇伝）
問4 1615（元和元）年 問5 福島正則
問6 徳川幕府は大坂の役で豊臣秀頼を滅ぼした後、一国一城令で大名の軍事力を削減した上で、大名統制の基本法である武家諸法度を発令し、主従関係を明確にして支配を強化した。
(80字)

解説

史料は武家諸法度（元和令）である。武家諸法度は原則として將軍の代替りごとに出来され、これはその初出。1615（元和元）年、徳川家康が金地院崇伝に起草させ、秀忠の名で発布した。御成敗式目や分国法などをもとにし、Aの「文武弓馬」のように戦国の遺風を残した法度である。豊臣氏を滅ぼし、明確な敵対勢力がいなくなった状態になり、一国一城令によって諸大名の軍事力を削減した上で発布された。但し、依然として福島正則や加藤忠広（清正の子）など、親豊臣派と目される有力外様大名は存在しており、大名支配の強化が必要であった。品行をただすこと、反逆・殺害人は追放すべきこと、他國者を召し抱えぬこと、居城修復は必ず届け出すること、私婚を禁止すること、大名の参勤作法などについて言及されており、幕府と大名の関係はより公的な、そして明確な主従関係となった。

武家諸法度元和令の処罰者として象徴的な人物である福島正則は、豊臣秀吉子飼いの武将であり、関ヶ原の戦いでは東軍、大坂の陣では幕府方に属していた。関ヶ原の戦功により、安芸広島城49万石を領有していたが、広島城修復を届け出なかたため除封された。

【問6の解答のポイント】

歴史的状況 = 1615年、大坂の役で豊臣氏滅亡⇒一国一城令⇒武家諸法度、の順に解答する。
法令の目的 = 大名統制の基本法を発布して大名支配の強化をはかる。



会員番号	
------	--

氏名	
----	--